

明石市労連ニュース

第 333号
17年 6月 15日

発行 明石市
労働組合連合会

一時金

不本意ながら合意

スト中止

本日の一時間ストを背景に、中央委員等の待機のもと、昨日午後8時10分から夏季一時金についての最終交渉を行った。

夏季一時金は、一般職員（任期付職員を含む）については1・90月、再任用職員は0・975月を6月29日に支給することとなった。

組合は、一時金平均支給額の昨年並み確保と、臨時職員等の一時金の増額を求めたが、実現には至らなかった。

2012年夏季一時金 (一般職・任期付)

期末手当 1.225月
勤勉手当 0.675月
合計 1.90月
〔再任用 0・975月〕
〔臨時職員 1.42月〕

人 員

新規採用で前進

市職労

市職労の人員確保闘争は最終交渉で、「退職予定者数を上回る採用を行う考えである」という回答を得た。

具体的には、事務職は定年退職者18人に対し、大卒20人程度、民間3人程度、高卒2人程度の計24人程度、土木職は退職者8人に対し、大卒7人程度、建築職は退職者1人に対し、大卒2人程度、電気職3人及び機械職1人の退職者に対し、設備職として大卒2人

程度、保健師は退職者1人に対し3人程度の採用予定となる。さらに、任期付弁護士2人、任期付社会福祉士3人、任期付臨床心理士1人の計6人の採用を合わせる。定年退職予定者数（行政職）32人に対し、44人の採用となる。また、現再任用職員の今年度末での雇用期間満了がないため、定年退職予定者が再任用職員として雇用される人数は純増と考えることが出来る。

平成24年度末定年退職予定者数と
新規採用予定者数 (行政職)

職 種	定年退職 予定者数	採用予定者数
事 務	18	24
土 木	8	7
建 築	1	2
電 気	3	2
機 械	1	3
保 健 師	1	2
任期付弁護士	—	3
任期付社会福祉士	—	1
任期付臨床心理士	—	44
合 計	32	

厳しい職場実態を考えれば未だ不満の残る採用数ではあるが、反面、昨今には無かった採用規模となったことも事実である。

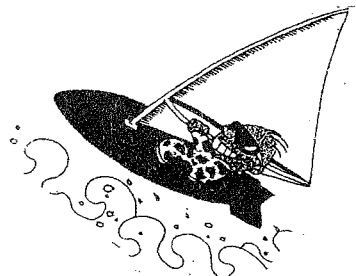
一時金闘争では継続課題であった給与等の適正化について厳しい交渉となったが、人員確保闘争を含めて総合的に判断し、中央委員会において、本日の1時間ストライキは中止することを決定した。

初任給を平成25年4月1日採用者から、兵庫県職員の水準まで引き下げることもあった。また、職務級2級等への昇格年限の見直しについては、ラスパイレース指数への影響をさらに精査するとともに、他都市の状況を踏まえ、継続協議することとなった。

組合は、最終交渉の場において、「組合側は、昨年度の地域手当の見直しに続き、厳しい内容であるが、現下の状況を踏まえ、一定の決

夏季休暇の完全消化 を目指そう

夏季休暇は条例により
正規職員は6日
任期付短時間勤務職員は5日
臨時職員は3日
再任用は5日（週4日勤務）



交通労組から寄贈 を受けました

交通部の事業閉鎖に伴い解散することとなりました明石市交通労働組合から組合費の清算による残余金全額が明石市労働組合連合会へと寄贈されました。市労連は今年度分の歳入として受取り、今後の闘争等に有効に活用させていただきますことを確認いたしました。